

建築計画概要書等複写サービス取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築計画概要書等の複写サービス（以下「複写」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写対象・条件)

第2条 複写については、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 複写することができる資料は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）とする。
- (2) 複写は、1申請につき複写部分1部限りとする。
- (3) 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の趣旨に基づき、建築計画概要書に押印されている申請者印については、識別できないよう配慮する。

第3条 複写の申込みについては次のいずれかの方法により申請をするものとする。

- (1) 建築関連情報等セルフ検索システムへの申請情報の入力。
- (2) 建築計画概要書等閲覧・写しの交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を閲覧所等への提出するものとする。
- (3) オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により申請をするものとする。

(複写料金)

第4条 複写料金については、川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。